令和５年度　柏原市国民健康保険保健事業実施計画

１　目的

柏原市国民健康保険保健事業実施計画は、国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針（平成１６年厚生労働省告示３０７号）に基づき、柏原市国民健康保険被保険者の健康の保持増進を図るとともに、地域の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施することを目的とする。

２　基本方針

（１）　特定健康診査・特定保健指導の推進

「第二期柏原市保健事業計画（データヘルス計画）及び第三期特定健康診査等実施計画」に基づいて特定健康診査・特定保健指導を実施し、生活習慣病の早期発見と予防に努める。

未受診者対策により受診率は向上しているが、４０～６４歳の受診率が低いため、受診勧奨の強化を図る。

（２）　人間ドック（脳検査付きを含む。）助成事業の推進

生活習慣病の予防、疾病の早期発見及び治療のため、被保険者の健康の保持増進に寄与することを目的として、人間ドック（脳検査付きを含む。）を実施し、検査に要する費用の一部を助成する。

（３）　疾病重症化予防事業の推進

特定健診の結果やレセプト、KDB データ等を活用し、保健指導の対象の重点化を図る。また、糖尿病性腎症者等で生活習慣の改善で重症化予防が期待できるものに対し、医療機関と協力・連携し、保健指導を実施し、重症化予防を図る。

（４）普及啓発事業の推進

被保険者の健康増進、疾病予防を図るとともに、医療費の適正化に資することを目的に普及啓発事業を実施する。

（５）　推進体制の整備

地域活動基盤を踏まえた予防活動を実施するため、関係部署及び関係機関・団体との連携を強化し、円滑な事業実施を図る。

（６）　第三期柏原市保健事業計画（データヘルス計画）及び第四期特定健康診査等実施計画の策定

令和 5 年度は、第二期柏原市保健事業計画（データヘルス計画）及び第三期特定健康診査等実施計画の最終年度であるため、今期の評価及び次期計画を策定する。

３　事業計画

基本計画に基づき、以下の事業を実施する。

事　業　名	内　容
特定健康診査事業	「第三期　特定健康診査等実施計画」に基づき、生活習慣病の予防に着目した効果的・効率的な健康診査等の実施により、被保険者の健康管理を図る。市独自の取組みとして、柏原市内の医療機関で受診した６５歳以上の方に貧血検査、心電図検査の検査項目を追加している。 （対象者）４０歳以上７５歳未満の被保険者 （実施時期）６月から１１月末まで （実施方法）個別健診（委託実施医療機関） （自己負担）無 （実施内容）対象者への受診券個別郵送、広報誌・ホームページへの掲載、医療機関等へのポスターの掲示、未受診者への受診勧奨通知、電話または訪問等による受診勧奨 〇特定健康診査未受診者対策 ・被保険者の健診結果などの情報からセグメント分析を行い、それぞれの特性に応じたメッセージを作成し、通知する。 さらに、４０歳未受診者及び６０歳～６５歳の前年度国保新規加入の未受診者等に対して、電話または訪問による受診勧奨を実施する。 （対象者）特定健康診査未受診者 （実施時期）７月から１１月まで （実施方法）勧奨はがきの作成（業務委託）、電話及び訪問による勧奨 ・受診率の低い若年者層及び新規対象者層の受診率向上を目的に、郵送型簡易血液検査を実施する。 （対象者）・３９歳被保険者 ・４０歳及び５０歳の特定健康診査未受診者 ・４１歳～４９歳及び５１歳～６５歳の特定健康診査未受診者かつ前年度国保加入者 （実施時期）１２月から３月末まで （実施方法）利用案内パンフレットの送付、郵送型簡易血液検査の実施（業務委託） ・過去に郵送型簡易血液検査を実施した者に対して、今年度の特定健診受診勧奨を実施する。 （対象者）令和４年度までの郵送型簡易血液検査の利用者 （実施時期）６月及び９月

	（実施方法）Ｅメールにて受診勧奨 ・高齢受給者証の年度更新時に対象者に受診勧奨リーフレットを同封する。 （対象者）７０歳以上の被保険者 （実施時期）７月 （実施方法）高齢受給者証発送時に、受診勧奨リーフレットを同封して送付。 ・継続受診のための対策として、過去３年間のうち１又は２年受診者に対し、受診勧奨通知を送付する。 （対象者）過去３年間のうち１又は２年受診履歴のある特定健康診査対象者 （実施時期）７月 （実施方法）特定健康診査受診勧奨通知を送付する。 ・医療機関の受診歴のある未受診者への対策として、柏原市医師会の協力を得て、市内健診実施機関からの受診勧奨チラシの配布 （実施時期）６月～１１月 （実施方法）市内健診実施機関の協力実施機関において、本市国保特定健診対象者に対し、特定健康診査受診勧奨チラシを配布する。
特定保健指導事業	「第三期　特定健康診査等実施計画」に基づき、特定健康診査の結果から積極的支援および動機付け支援に階層化された者を対象として、生活習慣の改善を促し、生活習慣病の予防を図る。 （対象者）特定健診受診者のうち、積極的支援及び動機付け支援の該当者 （実施時期）通年 （実施方法）対象者に指導案内を送付し、保健師・管理栄養士等専門スタッフ（職員及び会計年度任用職員）により実施（面接、電話、家庭訪問等にて実施）、特定保健指導対象者のための栄養教室、運動教室の実施 ○特定保健指導未利用者対策 特定保健指導未利用者に対し、電話または訪問にて利用勧奨を実施する。 （対象者）特定保健指導未利用者 （実施時期）通年 （実施方法）電話または訪問による勧奨

人間ドック（脳検査付きを含む）助成事業	被保険者の健康の保持増進、生活習慣病予防、疾病の早期発見のため人間ドックならびに脳検査の受診費用の助成を実施する。 （対象者）３０歳以上７５歳未満の被保険者 （ただし、加入１年以上で保険料を完納している世帯、当該年度に特定健診を受診していない被保険者） （実施時期）通年 （助成額）　人間ドック２５，６６０円（健診費用３６，６６０円の７割） 人間ドック（脳検査付き）３９，６００円（健診費用５６，５７０円の７割） ※特定健診同時実施の場合、さらに助成額増
疾病重症化予防事業	○特定健診の結果、受診勧奨が必要な者に対し、受診勧奨及び保健指導を行い、重症化の予防に努める。 （対象者）（１）血圧が受診勧奨値の者 （２）血糖が受診勧奨値にあり、医療機関を受診していない者 （実施時期）通年 （実施方法）電話による指導 ○糖尿病性腎症重症化予防事業 生活習慣の改善により重症化の予防が期待できる糖尿病性腎症患者に対し医療機関と連携し、保健指導を実施する。 （対象者）糖尿病性腎症者等 （実施時期）５月から３月 （実施方法）医療機関と連携し糖尿病性腎症予防プログラムに基づき保健指導を実施 ○糖尿病治療中断者への受診勧奨事業 糖尿病治療中断者に対し、受診勧奨を実施する。 （対象者）糖尿病治療中断者 （実施時期）１０月から１１月 （実施方法）電話による指導 【新】○郵送型簡易血液検査の結果、生活習慣の改善が必要な者・受診勧奨が必要な者に対し、保健指導及び受診勧奨を行い、重症化の予防に努める。 （対象者）総合判定において、要経過観察・要医療等の者 （実施時期）３月 （実施方法）電話による指導

重複・頻回受診者対策事業	○頻回受診・重複受診・重複服薬の被保険者を抽出して訪問指導し、受診の適正化を図る。 （対象者）頻回受診者、重複受診者、重複服薬者 （実施時期）随時 （実施方法）電話または訪問による指導 ○柔道整復療養費に係る患者調査において、下記の要件に該当し、調査の結果、その内容に疑義が生じたものに対し、対象者への調査及び保健指導を実施し、柔道整復療養費の適正化を図る。 （対象者）下記の要件に該当し、調査の結果、内容に疑義が生じた者 ① 多部位負傷（３部位以上）施術 ② 長期継続（３か月を超える期間）施術 ③ 頻回傾向（１月当たり１５回以上が継続する傾向にある場合）施術 （実施時期）８月～１２月 （実施方法）患者調査及びその結果、疑義が生じた者等に対し、電話または訪問による調査及び保健指導
普及啓発事業	健康及び医療に関する正しい知識の普及啓発を図るための事業を実施する。 ○医療費通知の送付 診療を受けた被保険者に対して、２か月ごとに医療機関名や費用額等を記載した通知を送付する。 （実施回数）　年６回（１２か月分） ○後発医薬品（ジェネリック医薬品）利用差額通知及び利用促進のための啓発冊子配付 ジェネリック医薬品の利用を促進するため、慢性疾患により調剤を受けた被保険者に対して、自己負担軽減額を記載した通知を送付。通知には後発医薬品の品質や使用促進の意義等に関する情報を記載。また被保険者に対して利用促進のための啓発冊子を配付する。 （実施時期）差額通知　年３回 利用促進啓発冊子　制度啓発冊子に内容を記載し、保険証更新時に全世帯、その後新規加入者全員に配付する。
健康づくりへの取組	被保険者の健康増進のため、自らが取り組み、維持できるような健康づくり事業を実施する。 ○健康づくり推進会議に参加

	庁内関係機関による健康づくりに関するプロジェクトを推進 ○個人インセンティブを活用した主体的な健康づくりの推進 大阪府健康づくり支援プラットフォーム事業（アスマイル）に参画 ○「セレクト・ウエルネス柏原」での健康教室の実施 ・生活習慣病予防とこころのリフレッシュ体操　年 2 回（各 10 回） ・アンチエイジング　エクササイズ♪　年 2 回（各 10 回） ・短期集中！初めてのセルフトレーニング（全 6 回） ・楽しく代謝アップ♪（全 7 回）
地域包括ケア推進の取組	○国保の視点から地域包括ケアに関する横断的な会議等に参画 ○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業との連携
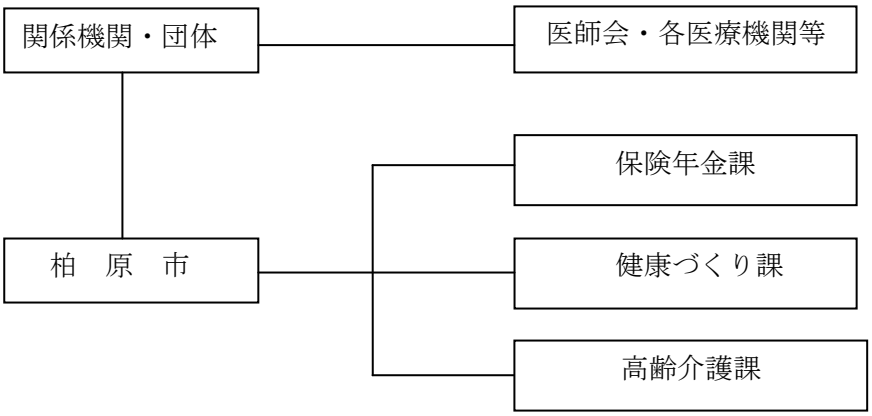
4　実施体制